

報告第 22 号

専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

## 専 決 処 分 書

丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月18日

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

### 1 被委嘱者

区 分	氏 名	備 考
弁護士	久保田 仁	丸亀みらい法律事務所

### 2 委嘱期間

令和8年2月18日から令和9年3月31日まで

### 3 委嘱理由

委員の増員が必要なため

丸亀市いじめ等専門委員会名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	加野 芳正	香川短期大学 学長
学識経験者	阪根 健二	鳴門教育大学 名誉教授
弁護士	相本 茉樹	高松まちかど法律事務所
<u>弁護士</u>	<u>久保田 仁</u>	<u>丸亀みらい法律事務所 ※</u>
医師	森本 雄次	もりもとこどもクリニック
心理・福祉の専門家	岡本 久二代	香川スクールソーシャルワーカー協会 会長
心理・福祉の専門家	廣田 邦義	スクールカウンセラー 元家庭裁判所調査官
関係行政機関の職員	須藤 隆行	丸亀少女の家 家長

委嘱期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで  
 ※令和8年2月18日から令和9年3月31日まで